

家畜衛生だより

From 中央家保 豚用



中央家畜保健衛生所・中央動物防疫協議会
〒262-0011 千葉市花見川区三角町656
Tel: 043-250-4141 (夜間・休日対応)
Fax: 043-286-0090
(公社)千葉県畜産協会

注射針の残留を防止しましょう！

豚枝肉に注射針が残留する事例が多発しています。

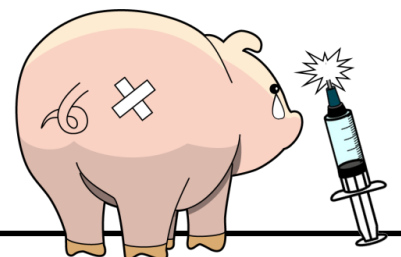
注射針の残留は、畜産物に対する消費者の信頼を損ない、と畜場、流通業者等関係者に迷惑をかけるだけでなく、多額の損害賠償を請求される可能性があります。注射針残留事故を防ぐために、以下の点に留意して作業を行ってください。

1. 折れにくく、埋没しにくい注射針を使用する。
2. 曲がったり破損した針を再使用しない。
3. 注射を行う際は適切に保定する。
4. 注射一回ごとに針の折曲がりや破損の有無を確認する。
5. 注射針の入荷・使用・廃棄時の記録をとり、在庫本数を必ず把握する。
6. 豚体に残留した場合は速やかに除去し、除去不可能な場合は、出荷まで個体と残留部位とが判別できるように管理する。
7. 在庫本数が合わない場合、残留の疑いがある豚房ごとに追跡する。

※例えば、タグ・スプレーペンキなどで「注射針が残留した可能性のある豚を示すタグの装着」と「注射部位のマーキング」を行い、併せて記録簿等で管理する等

8. と畜場 出荷時には「注射針残留の疑いがある豚」であることを必ず申告する。

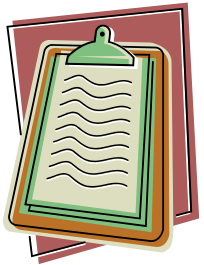
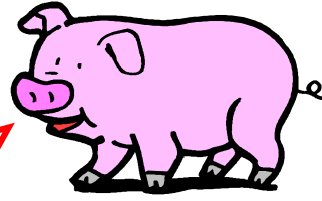
※カットセンターでは金属探知機による残留針の検査を行っていますが21G×5/8注射針は探知できません。



○動物用医薬品の適正使用について

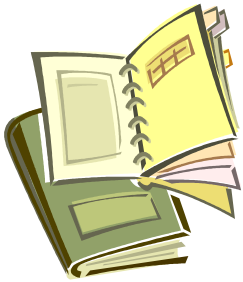
◆ 動物用医薬品は用法・用量及び使用上の注意を守って使用しましょう！

定められた用法・用量・使用禁止期間（休薬期間）等を守らないと、畜産物に医薬品が残留し、回収や廃棄になります！



動物用医薬品を問題なく使用するために必ず使用記録をつけましょう！

薬品名、対象動物、使用期間、使用量、出荷可能日などを記録することで、使用内容のチェックが可能となります。



動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書は、必ず使用記録といっしょに保管しましょう。

わからないことがあればすぐに獣医師に相談しましょう

○使用禁止期間（休薬期間）の一例（豚）

- ・アイボメックプレミックス、イベルメクチン散 7日間
- ・アイボメック注、イベルメクチン注 35日間
- ・メイポール10 7日間
- ・パコマ 2日間
- ・クリアキル、アストップ 5日間
- ・ワクチン 28日～6か月（製品による）

異常発見時は 千葉県中央家畜保健衛生所まで

TEL. 043-250-4141 (夜間・休日転送)

FAX. 043-286-0090